

澁川市民会館 ネーミングライツパートナー募集要項



令和 8 年 9 月
澁川市

渋川市民会館ネーミングライツパートナー募集要項

渋川市では、渋川市民会館のネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

1 目的

企業などへの広告の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保することにより、地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を目的とします。

2 対象施設

(1) 施設の名称	渋川市民会館
(2) 所在地	渋川市渋川（上郷）2795番地
(3) 設置目的	市民の生活、文化及び教養の向上と福祉の増進を図るために設置された施設です。
(4) 施設概要	関越自動車道渋川伊香保ICから車で約10分、渋川駅から伊香保方面へと続く国道353号沿い（渋川駅から約1.7km）にあり、草津方面へと続く上信自動車道渋川西ICにも程近い、各方面へのアクセスに優れた場所に位置しています。 大ホール、小ホール、会議室等を備えており、大ホールでは、コンサートや映画上映が行われるほか、地域の文化祭やNHKの公開収録に利用されるなど、市の文化、教養の中心的な施設となっています。 平成30年から令和2年にかけて耐震補強工事及び改修工事を行い、大ホールの観覧席の座席幅を広げるとともに、会議室を増やすなどし、同年2月にリニューアルオープンしました。 令和7年度には、大ホールの舞台照明をLEDにリニューアルし、照明の色彩表現のバリエーションが増えました。 【市民会館概要（昭和51年開館）】 - 敷地面積：12,872㎡ - 延床面積：6,746㎡ - 構造：地上3階 地下1階 鉄筋コンクリート造 - 貸出施設 大ホール（最大1,259人（固定席1,111席、障害者席12席、立見席136席））、小ホール（最大400人）、リハーサル室、楽屋A～G、主催者事務室、ギャラリー、多目的室、第1～第5会議室、特別会議室、ホワイエ - 駐車場：235台（身障者用駐車場（思いやり駐車場）5台）

【大ホール】



【小ホール】



【多目的室】



【会議室】



【ホワイエ（大ホール）】



(5) 施設管理者 公益財団法人渋谷市まちづくり財団
【指定管理期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日

(6) 利用状況（過去5か年実績）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
開館日数	295日	294日	296日	296日	297日
利用人数	50,375人※1	56,516人	51,577人	50,849人	25,663人※2

※1 令和7年度については、大ホール舞台照明更新工事のため、令和7年10月15日から12月31日まで大ホールの利用を休止しました。

※2 令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で利用人数が大変少ない状況にありました。

(7) 市民会館で実施した主なイベント（実施予定を含む）	【令和6年度】 ・ 純烈ライブ2024 ・ 苦手克服小学生絵画教室 ・ NHK公開収録「みんなDEどーもくん！」 ・ 声優朗読劇フォアレーゼン ・ 群響渋川ニューイヤーコンサート 等 【令和7年度】 ・ 山内恵介コンサートツアー2025～デビュー25周年・貴公子の旅は続く～ ・ 母の日フラワーアレンジメント教室 ・ しぶかわアニバーサリーフェスタ ・ ホールでピアノを弾いてみよう！ ・ 群響渋川ニューイヤーコンサート 等 【令和8年度】 ・ T-BOLAN LAST LIVE TOUR 2025-2026 終章 SING THE BEST HIT JOURNEY 47 ・ しぶかわシネマ&トーク ・ NHK公開収録「新・BS日本のうた」 ・ しまじろうコンサート ・ 群響渋川ニューイヤーコンサート 等
-------------------------------------	--

3 選考委員会

ネーミングライツに係る優先交渉権者の選定を行うため、渋川市ネーミングライツパートナー選考委員会設置要綱に基づき、「渋川市ネーミングライツパートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を設置します。

4 募集概要

(1) 愛称

ア 付与の条件

市民や施設利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。

なお、愛称には「渋川（しぶかわ）」・「会館」又は「渋川（しぶかわ）」・「ホール」の文字の組み合わせのいずれかを必ず含めるものとします。

（例：しぶかわ〇〇会館、〇〇ホール渋川 等）

イ 使用を禁止する愛称

- (ア) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

- (エ) 政治性、宗教性のあるもの
 - (オ) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
 - (カ) その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの
- ウ 愛称の変更
- (ア) 市の選定結果を勘案し、提案された愛称の変更を求めることがあります。
 - (イ) 契約期間内において、愛称の変更はできません。
- ※ 募集するのは施設の愛称であり、条例で定める施設の名称を変更するものではありません。
- (2) 命名権の範囲
- ア 看板への表示
- 愛称を表示する広告物を市と協議の上、設置することができます。
- なお、設置箇所によっては、群馬県屋外広告物条例及び同施行規則の適用を受け、設置許可申請が必要となる場合があります。
- ※ 詳細は、群馬県渋川土木事務所施設管理係に問い合わせください。
- また、看板等の新設については、市と協議の上、決定することとします。
- イ ネーミングライツパートナーが発行する出版物や自社のホームページなどで、ネーミングライツパートナーであることを広報することができます。
- ウ 市の広報紙やホームページ、指定管理者による配布物などにおける施設等名称は、愛称の使用を基本とします。
- (3) ネーミングライツパートナーの特典
- ア 愛称の普及のため、市はネーミングライツパートナー及び愛称の決定について記者会見を行うとともに、市のホームページで公表します。
- また、市は積極的に愛称を活用し、関係機関等へ周知することとします。
- イ 施設等にネーミングライツパートナーの負担（ネーミングライツ料とは別に負担）で愛称を記載した看板を設置することができます。
- ウ 渋川市民会館を利用した特典（地域貢献活動等）を市へ提案できることとします。
- なお、提案いただきました特典については、市条例を遵守していることが前提で、総合的に実施の可否を検討します。
- (4) 希望契約期間
- 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- ※ ただし、3年以上の期間とし、最長で令和14年3月31日までの5年とします。
- (5) 希望ネーミングライツ料
- 年額150万円以上（税抜）

※ 上記は、市の希望額のため、上記の金額未満であっても応募することは可能ですが、提案額に応じた評価を行います（市のホームページに掲載している「ネーミングライツパートナー選考基準」を確認ください）。

(6) 名称変更に伴う費用負担

区分	ネーミングライツ パートナー	市
ネーミングライツ料	○	
敷地内外の看板等の表示変更※	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
ホームページの表示変更		○

※ 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関との協議結果に基づき、行えるものとします。

(7) 応募資格

応募資格を有する者は、企業、個人の事業者、商店街等の連合体、公共的団体その他これに類するもの又はその他市長が適当と認めた者とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

ア 市から指名停止措置又は不利益処分を受けている者

イ 国税又は地方税（都道府県税及び市町村税）を滞納している者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者

エ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの又は抵触すると認められる者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される営業及び風俗営業に類似する営業を行う者

カ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる貸金業に該当する者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は同条第6号に規定される者

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定される者

ケ その他、市のネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められる者

(8) 応募に際しての留意事項

ア 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 応募書類の開示

応募書類は、渋川市情報公開条例（平成18年2月20日条例第8号）における行政文書となることから、同条例に基づく情報公開等により公開される場合があります。

ウ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「応募辞退届（様式第4号）」を提出してください。

エ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選考委員会が認めた場合はこの限りではありません。

オ 接触の禁止

選考委員会委員に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

カ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

キ その他

応募に際しては、「渋川市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」及び「ネーミングライツパートナー選考基準」を必ず確認してください。

5 応募方法

(1) 募集期間

令和8年9月1日（火）から令和8年11月30日（月）まで

(2) 提出書類

下記応募先に次の書類を郵送又は持参（正本1部、副本7部）

No.	提出書類
1	ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）
2	社会貢献（地域貢献）への取組（様式第2号）
3	提案内容（様式第3号）※提案希望者のみ提出
4	定款、規約又はこれに類する書類
5	登記事項証明書（商業登記簿謄本） ※ 個人事業者や団体等の場合は、代表者の住民票の写し
6	直近3年間分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）※ 個人事業者や団体等の場合は、代表者の確定申告書（青色申告、白色申告）の写し
7	直近の国税、都道府県税、市町村税を滞納していないことを証明する書類

※ 様式は、市のホームページからダウンロードしてください。

(3) 応募先

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

渋川市総合政策部総合政策課

※ 郵送の場合は募集期間内必着、持参の場合は募集期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに持参

(4) 質問の受付

応募に当たっての質問は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年11月20日（金）まで

イ 質問方法

質問書（様式第5号）に記入の上、渋川市総合政策課に郵送、FAX、電子メール又は持参してください。

また、未到達を防ぐため、送付後の確認の連絡をお願いします。

※ 様式は、市のホームページからダウンロードしてください。

※ 郵送、FAX、電子メールの場合は受付期間内必着、持参の場合は受付期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに持参

ウ 回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、市のホームページに掲載します。

6 選考方法

選考委員会において、選考基準に基づき優先交渉権者の選定を行います。

7 選考結果の通知及び公表

全ての応募者に対し、選考委員会における優先交渉権者の選定の結果について文書で通知します。優先交渉権者の選定の結果の通知後は、特段の事由がない限り、辞退することはできません。

また、選考委員会での優先交渉権者の選定の結果については、市ホームページで公表します。

なお、優先交渉権者に選定されなかった者については、公表しないこととします。

8 契約の締結

市は、優先交渉権者と速やかにネーミングライツの実施に関する協議を行い、協議が整った場合は、優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。契約締結後、速やかに優先交渉権者の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等の公表を行います。

なお、契約に至らなかった場合は、次点以下の交渉順位に沿って契約締結に向けた協議を行います。

9 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合は、市は当該契約を解除できることとします。

この場合、ネーミングライツパートナーが市に対して既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。

また、原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

- (1) 「4 募集概要の(7) 応募資格」に規定する資格を満たさなくなったとき
- (2) 信用失墜行為により、施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- (3) 倒産又は解散したとき
- (4) その他ネーミングライツパートナーとして、ふさわしくないと認められるとき

10 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料は、毎年5月末日までに市からの請求に基づき支払うものとします。ただし、契約初年度については、市が指定する日までに支払うこととします(1年分を一括払いとし、分割して支払うことはできません)。

11 リスク負担

- (1) 新規に設置した看板、銘板及び表示サイン等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。
- (2) その他、本募集要項に定めがないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

12 お問い合わせ先

渋川市総合政策部総合政策課

電話：0279(22)2111(内線2422) FAX：0279(24)6541

電子メール：hp-seisaku@city.shibukawa.gunma.jp